

# 地域子ども教室推進事業

## 安全管理マニュアル

平成16年5月

文部科学省

# 本資料の活用について

## 1 「地域子ども教室推進事業」について

文部科学省では、家庭や地域の教育力の低下等を踏まえ、平成16年度より、全国の学校等で、放課後や休日に、地域の大人の協力を得て、子どもの活動拠点としての居場所をつくり、様々な活動が展開されるよう、家庭、地域、学校が一体となって取り組む「子どもの居場所づくり新プラン」を実施することとしました。

具体的には「地域子ども教室推進事業」として、3年計画で緊急かつ計画的に全国の学校（平成16年度4000校）の校庭や教室等に安全で安心して活動できる子どもたちの居場所を用意するというものです。

本事業での様々な体験活動や異年齢・異世代間交流を通じて、心身ともにたくましい子どもを地域全体で育てていくことができると考えています。また、地域の大人の力を結集することにより、幅広い関係者の方々のご協力・参画をいただき、地域コミュニティの再生にもつながることが期待されます。

## 2 本資料作成の経緯について

一方で、近年、学校を発生場所とする犯罪の件数が増加しており、「子どもの安全」が脅かされる状況にあります。このことから、平成16年1月20日に、文部科学大臣より、「学校安全緊急アピール」が出され、学校安全に関し、各学校でより具体的な安全確保の取り組みを推進するに当たっての留意点等がまとめられたところです。

この中で、学校教育活動中のみならず、子どもの居場所づくりの実施に際しても、安全・安心に留意した事業の実施について、触れられたところでもあります。

本資料は、上記を踏まえ、「地域子ども教室推進事業」を実施するに当たり、各実行委員会等が留意すべき点についてまとめたものです。

### 3 本資料の作成に当たって

地域子ども教室の実施に当たり、全国各地で実施場所、実施形態等が異なると考えられることから、安全・安心に本事業を実施するうえでの基本的事項となることについて記述しました。

本資料は、各実行委員会等が、実施に当たっての、安全マニュアルを作成するのに参考となるよう編集しました。ただし、諸々の事情により、安全マニュアルの作成が困難な場合には、本資料をマニュアルとして使用できるようにも配慮されています。

### 4 本資料活用の留意点

本資料はできる限り、このままマニュアルとして活用できるよう作成しましたが、実施状況が各地域で異なることから、できる限り、本資料を参考として、各地域で安全マニュアルを作成されるようお願いいたします。

子どもの実態、発達段階、地域の特性や事情等に即して、各実行委員会等における対応の方法を工夫してください。

学校、警察をはじめとする地域の関係機関や家庭の協力を得るよう努力してください。

文部科学省の「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」(平成15年2月発行)も参考として活用してください。

# 目次

## 第1章 健康管理

(1) 予防対策	10
施設・設備	10
安全点検の方法	
安全点検の事後措置	
活動に関わる具体的な安全点検	
応急手当用品(救急箱)の点検	
組織	11
指導者等による傷害防止の打ち合わせ	
子どもの疾患についての配慮	
当日の体調や薬の使用	
プログラム実施中の本人の訴え	
連絡体制	12
子どもの体調に関する情報の把握	
活動内容についての保護者への周知	
感染症についての対応方針	
研修	12
安全な活動の進め方についての研修	
研修内容	
子どもへの指導	13
道具等の安全な使い方	
活動時の適切な服装	
安全な行動の仕方	
活動に伴って予想される傷害	
(2) 発生時の対処	13
施設・設備	13
事故原因となった設備や遊具等の修理・点検	
組織	14
急病・傷害発生時の指導者等の役割分担	
状況の確認と記録	
連絡体制	14
医療機関の連絡先	

保護者への連絡体制	
研修	15
研修内容	
子どもへの指導	15
事故発生時の連絡	
応急手当	

## 第2章 不審者侵入対策

(1) 防止対策	16
施設・設備	16
門や玄関等の施錠	
受付の設定	
死角となる場所の安全対策	
点検の実施	
組織・連絡体制	17
巡回、声かけ、情報把握等	
研修	17
地域の犯罪発生状況の把握	
防止策の方針	
組織内での役割、連絡体制	
保護者、行政等との連絡体制	
子どもへの防犯指導、保護者の啓発	
子どもへの指導	17
施設内、施設周辺における危険箇所の把握	
施設内における活動の仕方	
帰宅時の行動の仕方、留意点	
(2) 発生時の対処	17
不審者が施設周辺で出没したとの情報が入った場合	
不審者が侵入した場合	
施設・設備	18
通報装置の活用	
不審者の一時的隔離場所の設置	
組織・連絡体制	19
連絡体制、役割分担	

警察との連絡体制	
保護者との連絡体制	
教育委員会との連絡体制	
研修	19
対応方針	
具体的な対応方法	
子どもへの指導	19

## 第3章 災害対策

(1) 防止対策	20
施設・設備	20
備品等の安全点検	
避難経路の確保	
防災設備の点検	
応急手当に用いる薬品等の点検	
屋外の安全点検	
組織	20
注意報、警報発令時の対応	
消防署等関係機関・団体との連携	
連絡体制	21
保護者や関係者等との連絡体制	
医療機関、消防署等関係機関・団体との連絡体制	
研修	21
地震災害、気象災害、火災時等における対応に関する研修	
活動場所における災害発生の危険性の確認	
子どもへの指導	21
子どもたちの活動にともなう防災の指導内容	
(2) 発生時の対処	21
施設・設備	21
二次災害の防止	
火災発生時の注意	
組織	22
災害発生時の役割分担	
災害発生時の避難場所と避難方法	

災害情報の収集	
状況の記録	
連絡体制	2 2
保護者や関係者への連絡	
災害後の帰宅	
研修	2 2
避難誘導の方法	
初期消火の要領	
負傷に対する応急手当	
子どもへの指導	2 2
地震発生時の落下物等への注意	
火災発生時の避難方法	
災害時の帰宅途上の注意	

## 第4章 施設周辺等における危機管理

(1) 防止対策	2 4
施設・設備	2 4
危険箇所等の特定	
環境の改善等	
組織・連絡体制	2 4
施設内	
警察、防犯団体	
学校	
関係行政機関	
保護者との連携	
地域社会との連携	
研修	2 5
子どもへの指導	2 5
(2) 発生時の対処	2 5
施設・設備	2 5
組織・連絡体制	2 5
施設内	
警察、消防署	
学校	

教育委員会	
保護者	
地域社会	
研修	26
子どもへの指導	26



## 総論

地域子ども教室においては、子どもたちが自らの居場所を見つけ、安全な環境のもと、生き生きと活動できるよう支援したいものです。しかし、活動に伴い、様々な疾病や傷害が発生する可能性も否定できません。また、施設及びその周辺において、不審者等の侵入、自然災害、交通事故、犯罪被害などに子どもたちが遭遇する危険性も全く無いとは言えません。したがって、安全管理が不可欠となります。具体的には、健康の危機管理、不審者侵入対策、災害対策、施設周辺における事故・事件に関わる危機管理などが必要です。

安全管理には、事件・事故の発生を未然に防ぐための予防対策と、事件・事故が発生した場合の被害を最小限に抑え、再発防止を図るための発生時の対策が考えられます。安全管理では、両対策を併せて実施します。

また、予防対策・発生時の対策のいずれについても、多面的に行う必要があります。例えば、施設・設備等のハード面の対策として点検等を行うとともに、活動内容・指導体制等のソフト面の対策として、関係者が連携して安全管理を行ったり、子どもたちへの安全指導を行ったりすること等があげられます。そのほか、参加者や指導者等に対して保険加入を義務付けることも必要です。このように、多面的な対策を有効に機能させることによって、子どもたちの環境や活動は一層安全・安心なものとなり、より大きな成果が期待できると考えられます。

本事業は、多くのボランティアの方々の協力によって支えられるものであることから、保護者・子どもの皆さんには、自分の責任で参加していただくことをあらかじめ十分理解していただくことが大切ですが、一方で実施関係者においても事故等が起こらないようあらゆる可能性を想定して十分な配慮をしていただきたいと思います。

予防対策として指導者等は、学校側の理解を得て学校で行う避難訓練、防災・防犯訓練等には積極的に参加されるようお願いいたします。

地域子ども教室の活動では、軽度のけがや体調の悪化等は日常的に発生する可能性があるため、安全管理の面からも、家庭や学校との連携や連絡が大切です。ただし、地域子ども教室の活動では関係者の関わり方が多様であるため、連携の在り方については、活動の内容や状況を踏まえて柔軟に考える必要があります。

連携する組織・機関としては、まず、活動に直接関わる行政機関、施設等関係者、指導者、保護者等との連携が考えられます。さらには、学校をはじめ、警察・防犯団体、消防署、保健・医療機関、地域社会の諸団体等との連携も考えられます。いずれにしても、連携先の相手、機関の役割や特性をよく理解し、連携の目的や内容を明確にしておくことが重要です。

連携に際しては、組織や連絡体制を日頃から構築しておく必要があります。さもないと、事件・事故の防止は当然のこと、事故・事件が発生した場合にも、体制が発動し機能することは期待できません。いざという時を想定して、事前に、体制を機能させるためのシミュレーション等を行うことも望まれます。

なお、保護者等の連絡先や子どもたちの健康情報など個人情報の取り扱いについては、十分な配慮が必要です。また、事件・事故発生時には、連絡が集中するため回線が不通になることがあります。このため、連絡の回線として、施設等の電話やファックスの他、近隣の電話、携帯電話、Eメールなど複数の連絡方法を確保することが重要です。

# 第1章 健康管理

子どもたちの健康に関する危機管理は、傷害の防止及び疾病の予防から、傷害や急病の発生時の対応まで広い分野に及びます。

傷害の防止では安全管理が重要であり、事故の要因となる環境及び子どもたちの危険な行動を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去し、同時に傷害等が発生した場合に適切な応急手当や安全措置が必要です。併せて、安全指導を行い、子どもたち自身が安全や危険を理解し、適切な行動をとれるようにすることも必要です。また、疾病対策では、既往疾患、健康状態の把握、当日の気候条件などを考慮した活動など幅広い対応が求められます。

危機管理は、未然に防ぐ予防・防止対策、及び不幸にして発生してしまった際の現場での応急手当などの対応と保護者、事業実施機関への連絡などの事後処理の二つに分けられます。

また危機管理では、その状況の危険性は、子どもたちの年齢や個々の心身の発育、発達の状態、身体の機能障害の有無やその程度によっても異なる場合があることにも留意してください。

## (1) 予防対策

### 施設・設備

安全な環境確保のための方法は、安全点検の実施と点検後の事後措置です。また、応急手当用品(救急箱)の点検も行ってください。

#### 安全点検の方法

安全点検は、組織的・計画的に行ってください。具体的には、対象や種類別の安全点検表及び項目毎の観察ポイントを示した実施要領を作成して、指導者等が共通理解を図った上で、定期的に、必要に応じて臨時に行ってください。学校や公民館等の施設において既に実施されている安全点検の方法を参考にすると効果的です。

安全点検表では、その対象となる場所毎に観察、点検の方法、判定結果、不良個所とその程度、事後措置の状況などを記録してください。

#### 安全点検の事後措置

安全点検の結果不具合が発見された場合は、そのまま放置してはいけません。危険と判断された場合は速やかに使用を停止し、立ち入り禁止などの安全を確保した上で、施設の管理者に対して報告し、適切な措置を求めてください。

#### 活動に関わる具体的な安全点検

使用する備品や遊具が対象年齢にとって適当なものであるかを検討した

後、それらについて安全点検表を作成してください。安全点検はプログラムの計画時、当日の使用前、使用後、また定期的(3~4か月毎)に行い、その結果を記録します。個々の点検では、目視、打音、振動、負荷、作動等により行い、必要に応じて専門家に点検を依頼してください。校庭等を複数の種目で使用する場合は、使用区域や活動の仕方、野球のボール、陸上競技のハンマー投げなどの危険の有無について、種目間で相互に確認する必要があります。

#### 応急手当用品(救急箱)の点検

傷害が発生した際、被害を最小限とするための応急手当に必要な用品を救急箱にまとめて用意してください。用品は常に点検し、不足していれば補給してください。一般的に、手当する者は医療関係者ではないので、内服薬は原則として使用しないでください。

また、学校における活動では、傷害発生や急病に際しての連携についても施設管理者と話し合いを持ち、可能な限り学校の協力を得られるような体制作りが必要です。

#### 組織

##### 指導者等による傷害防止の打ち合わせ

まず、事前に、プログラム内容の対象の子どもに対する適切性、注意点などについて指導者等全員で話し合うことが重要です。指導者等の人数については、安全確保の点からも検討してください。

次に、実施直前にも、天候、水分補給、当日の健康状態などへの配慮等について話し合いを行い、指導者等全員に内容と事故防止について周知することが必要です。またプログラム実施中には、事故を早期に発見できるように、指導者等の配置についても確認してください。

##### 子どもの疾患についての配慮

活動に参加する子どもたちの健康状態について、個人情報に配慮しつつ、十分把握する必要があります。特に、アレルギー性疾患、気管支喘息(特に運動誘発喘息)、心臓病、腎疾患、糖尿病などの基礎疾患を持つ子どもたちは、その疾患の程度や治療段階において生活に制限がある場合があるので、疾患や可能な活動について、必要に応じて保護者等に情報提供を求めるなどして理解しておいてください。障害ある子どもたちが参加する場合の、障害や健康状態についても把握しておいてください。

##### 当日の体調や薬の使用

当日の健康状態についても把握し、それを踏まえて指導を行ってください。健康状態の把握方法としては、まず、普段に比べての元気・様子や態度・落ち着き、目つきや視線、顔色、目・耳・鼻・唇・皮膚などの状態の観察が挙げられ

ます。必要に応じ、個人情報に配慮して、学校に連携・協力を求めることも考えられます。保護者からの連絡カード等による連絡や本人からの申し出によって体調を把握することもできます。

また、当日服用した薬についても必要に応じて確認することが望めます。例えば、抗ヒスタミン剤が含まれている風邪薬を服用した場合は、時に眠気のために注意力が散漫になり、事故を起こしやすくなることがあります。

プログラム実施中の本人の訴え

子どもたちには、身体の調子が悪い場合は我慢せず申し出るように指導してください。

## 連絡体制

子どもの体調に関する情報の把握

子どもたちの健康状態について、事前に保護者と打ち合わせを行い、基礎疾患のある子どもたちに対して配慮する必要があります。

必要に応じて、地域子ども教室の活動を実施するに当たり、例えば、家庭から健康調査カードの提出を求める等、保護者から参加者の健康状態を把握し、個々の健康に十分に配慮してください。

当然、これらの個人情報の管理を徹底し、個人情報他に漏れることがないようにすることが必要です。

活動内容についての保護者への周知

保護者に地域子ども教室における活動の目的、意義、内容について、パンフレットなどを使いよく説明し、理解を得た上で参加してもらうことが大切です。また、安全等について十分に配慮して実施しても、傷害等の発生が皆無でないこと、傷害発生時の責任関係は発生した事故の内容によって異なることや加入する保険制度についても理解してもらうことが必要です。

感染症についての対応方針

子どもたちが集団で活動することにより、感染症の拡がりを防止するため「学校において予防すべき伝染病」に係る「出席停止期間の基準」(学校保健法施行規則第20条)等を参考に活動を行ってください。学校での授業後に地域子ども教室に参加する際には問題となることは少ないと思われませんが、土曜日等で直接子どもたちが家庭から活動に参加する際には、注意が必要です。

## 研修

安全な活動の進め方についての研修

子どもの事故は同種の事故がくり返して発生する傾向があるので、学校や教育委員会等と連携し、過去の事例について検討を行うことが重要です。また、地域子ども教室で傷害に至らなかつたいわゆるニアミス事例についても詳細に要因分析を行い、単に子どもの不注意とせず根本的な事故発生の要因

を明らかにし、それに対して防止策をたて実施することが望めます。

#### 研修内容

プログラム自体の安全性、指導者等のプログラムの内容の理解と安全・危険について共通認識、使用する備品や遊具について安全点検、事故やニアミス事例の要因の分析法、再発防止策の立案、子どもの基礎疾患や当日の体調の理解とそれらを踏まえた活動のあり方、子どもの行動特性の理解、活動に関する保護者への説明、集団生活における感染症・熱中症・食中毒についての理解と対策、道具の安全な使用方法、学校との連携、指導者等と子どもや保護者との信頼関係の確立などが考えられます。

#### 子どもへの指導

##### 道具等の安全な使い方

はさみ、カッター・ナイフ、千枚通し、のこぎり、かなづち、きり、ねじ回しなどの工具、電気器具などについて、正しい持ち方、使い方や扱い方、他の人への渡し方や、火気の扱い方などについて、適宜指導してください。

##### 活動時の適切な服装

活動内容や天候に適した服装、着替えの必要性、紐・チャック・大きなボタンなどが障害を与える危険性があること、活動に適した靴の選び方などについて、適宜指導してください。

##### 安全な行動の仕方

体調を整え、自分が何をするのかを理解し、指導者等の注意を十分に聞き行動すること、仲間との悪ふざけを避け、自分自身で安全を考え行動すること、疑問点があれば指導者等に質問し、理解してから行動することなどについて、適宜指導してください。

##### 活動に伴って予想される傷害

活動するに当たって何が危険かを考え、危険を回避して行動することなどについて、適宜指導してください。

## (2) 発生時の対処

### 施設・設備

#### 事故原因となった設備や遊具等の修理・点検

設備や遊具等により傷害が発生した場合は、直ちに使用を停止し、必要なら立ち入り禁止としてください。また、事故発生時の要因(設備や遊具などの構造上の問題、使用方法における問題など)を分析し、結論が明らかになるまでは傷害の原因となった設備や遊具は使用しないこととし、破損した設備や遊具は直ちに修理を依頼してください。また、事故発生時の状況等を詳細に記録し、原因究明し、地域子ども教室の実行委員会等に報告してください。

## 組織

### 急病・傷害発生時の指導者等の役割分担

事故が発生した場合には、迅速な対応が行えるように普段から指導者等が共通理解を持ち、体制を整えてください。

具体的には、傷害の発生時には、直ちに応急手当を実施すると同時に他の指導者等に連絡を行ってください。指導者等は、軽度の日常的な傷害だけでなく、大出血、呼吸停止、心臓停止などの重篤な種々の状況に対する応急手当の知識も求められます。例えば大出血の場合には、心肺蘇生法の前に、負傷部位を直接圧迫したり、負傷部位より心臓に近い箇所を縛ったりして止血します。また、意識状態、呼吸状態、循環のサインなどを観察し、呼吸停止の場合には人工呼吸を、心臓停止の場合には人工呼吸と心臓マッサージを併せて行います。

さらに、けがの状態や程度により医療機関を受診する必要性の有無を判断します。必要ならば、応急手当を始めるとともに、躊躇なく119番通報し救急車を要請します。その際、場所、目印、連絡先、通報者名、事故の状況、負傷の状況や人数等を落ち着いて連絡してください。負傷者を搬送した後は、他の指導者等に依頼し、残った子どもたちへの対応に配慮するとともに、搬送先医療機関の所在地や連絡先についても把握し、保護者へも連絡してください。

事前に、地域における医療機関の所在地、連絡先、診療科目や診療時間を把握しておく必要があります。

医療機関を受診しないごく軽傷の場合でも、直接あるいは連絡帳などで保護者に必ず報告し、帰宅後発生するかもしれない異常についても観察することを依頼してください。

### 状況の確認と記録

事故発生時には、発生時刻、発生状況、応急手当実施の有無とその内容を、時間経過を追って記録してください。また、保護者が医療機関に同行しなかった場合は、受診先の医療機関名、診療科目、担当医師名、けがの程度の説明や処置内容、帰宅後の処置の必要性の有無とその方法、薬の服用の有無と飲ませ方、次回受診の必要性の有無と日時等を保護者に報告してください。同時に事故発生時の状況を正確に実施機関に報告し、事故記録簿を整理しておくことが必要です。

## 連絡体制

### 医療機関の連絡先

事故発生時に受診が考えられる近くの医療機関の所在地、診療科、診療時間帯、電話番号等を事前に確認し、一覧表を作成してください。

### 保護者への連絡体制

事故や急病など緊急時の保護者への連絡先について地域子ども教室に申し込む際に確認しておき、変更があった場合には随時更新し、いつでも連絡がとれるようにしておいてください。これらの情報についても個人情報への十分な配慮が必要です。

## 研修

### 研修内容

傷害や急病に対する指導者等の役割、止血法・心肺蘇生法などの応急手当、事故発生時の記録の仕方や報告体制、最寄りの医療機関に関する情報(所在地、電話番号、診療科、診療時間など)、保護者への連絡体制などについて研修を行ってください。

## 子どもへの指導

### 事故発生時の連絡

事故発生時には、直ちに傷害者に対して実施可能な応急手当を行うとともに、大声を出して助けを呼び、指導者等への連絡を依頼すること、誰も救助者がいなければ応急手当をして指導者等に連絡、救助を求めますが、原則として傷害者を一人にすることがないようにすることなどを、発達段階に応じて適宜指導してください。

### 応急手当

すり傷、やけど、熱中症、捻挫、出血などの手当や、心肺蘇生法などについて、具体的に、できれば実技を交えながら子どもの理解度に応じて指導してください。



## 第2章 不審者侵入対策

施設を訪れる人の中には、正当な理由がなく施設に立ち入ろうとする者がいるおそれがあり、ここではそれらの者を不審者と呼びます。不審者の侵入による犯罪の発生は、子どものための施設に関する危険の中でも最も強い不安を招くもののひとつであり、重大な事件につながるおそれもあるため、万一を想定して十分な対策を取っておく必要があります。ここでは、施設において子どもを犯罪被害から守るため、不審者の侵入を防止するための対策、不審者が侵入した場合に取るべき措置について記述します。

なお、施設周辺における犯罪被害の防止については、主として「第4章 施設周辺等における危機管理」において記述します。

### (1) 防止対策

不審者を施設へ入れない、施設周辺に近づけないことが、不審者侵入防止の基本です。また、施設管理者と連携をとり、施設内における防犯上の空間の弱点を把握するとともに、緊急時の連絡体制を把握することが必要です。

#### 施設・設備

##### 門や玄関等の施錠

施設の門や建物の玄関、窓等の開口部において、不審者を物理的に排除することが必要です。子どもが出入りする時間帯を除いて施錠するなど、適切に管理することが望まれます。施錠できない場合には、受付、センサー等によりチェックしてください。

##### 受付の設定

受付については、門からの経路を明確にし、外部から来た人は受付を通らないと内部へ入れないようにしたり、受付以外は「立入禁止」を明示することが望まれます。

##### 死角となる場所の安全対策

死角となる場所がある場合には、活動場所を工夫する等により死角をなくすことが望まれます。必要に応じ、センサーや防犯カメラ等の防犯監視システムも有効に活用してください。

##### 点検の実施

門、柵等の破損状況や防犯監視システム等の作動状況、避難経路について点検し、不具合が生じている場合は迅速に改善措置をとってください。改善が行われるまでは巡回等の強化により対応することが望まれます。

## 組織・連絡体制

### 巡回、声かけ、情報把握等

施設内、施設周辺の巡回や設備の点検を行うとともに、部外者に対する声かけや受付への誘導を行ってください。また、施設周辺における不審者に関する情報を把握するよう努め、関係者において情報を共有することも必要です。

## 研修

### 地域の犯罪発生状況の把握

施設周辺での犯罪発生状況や子どもに対する犯罪の発生状況とともに、日常的な情報の入手方法を把握してください。

### 防止策の方針

当該施設の物的状況（建物の状況など）、人的状況（指導者等の人数や常駐度合い）に応じた、不審者侵入防止策を把握してください。

### 組織内での役割、連絡体制

施設・設備の点検や、施設内、施設周辺のパトロール、部外者に対する対応、子どもの帰宅の仕方等を把握してください。

### 保護者、行政等との連絡体制

子どもの帰宅時における受渡しの方法、不審者についての情報がある場合の円滑な連絡方法等を把握してください。

### 子どもへの防犯指導、保護者への啓発

防犯指導・啓発のポイントを把握してください。

## 子どもへの指導

### 施設内、施設周辺における危険箇所の把握

人目につかない場所など犯罪に遭いやすいと考えられる箇所を把握させてください。

### 施設内における活動の仕方

不審者を見かけたり、不審者に遭遇した場合の対処方法を指導してください。

### 帰宅時の行動の仕方、留意点

帰宅途上において、人目につかない場所など犯罪に遭いやすいと考えられる箇所を把握させる必要があります。また子ども110番の家など、犯罪に遭遇した場合に駆け込める（助けを求められる）家や店舗を把握させてください。

## （2）発生時の対処

不審者が施設周辺で出没したとの情報が入った場合

警察等と連絡を取り、できる限り正確な情報を入手するよう努めてください。そのため、あらかじめ警察との間で連絡網を構築しておくことが望まれます。情報の内容に応じ、施設内の安全・防犯体制を確認してください。

得られた情報は関係者間で共有するとともに、施設周辺の巡回、門の監視その他当面の対応を決定してください。

情報の内容等に応じ、その日の教室を開催しないこととし、保護者等に連絡する、帰宅時であれば保護者に迎えを要請する、または指導者等が引率する等を含めて検討してください。

#### 不審者が侵入した場合

不審者が侵入した場合には、まず、子どもの安全を最優先するとともに、自らの安全も確保し、対応する時は、可能な限り複数で対応してください。

不審者に対し退去するよう説得してください。応じないときは、他の指導者等や施設の職員に連絡して協力を求めつつ、子どもから隔離できる場所（応接室等）に案内するよう努め、同時に110番通報、他の指導者等や関係機関への緊急連絡などを行ってください。

不審者を隔離できず、暴力行為を働く等のときには、大声、防犯ベル等で応援を求めるとともに、近くにあるイスその他で防御しつつ不審者の移動を阻止するよう努めてください。併せて子どもたちの動向を掌握し、避難させ、または教室等で待機させてください。なお、子どもたちの安全確認を迅速かつ確実にを行うため、参加者を常時把握しておくことも必要です。

負傷者が出たときには、応急手当に着手するとともに、他の者に119番通報させてください（110番通報をしている場合は、救急車が連動して手配されますが、重複しても良いので119番通報をしてください）。

事後においては、窓口を一本化して情報の把握・整理を行うとともに、状況、対応等を時間を含めて客観的に記録しておいてください。また、できる限り速やかに保護者等へ連絡・説明を行ってください。

## 施設・設備

### 通報装置の活用

万が一の事態に備え、インターホンや電話、防犯ブザー等について、使用方法を確認しておいてください。

### 不審者の一時的隔離場所の設置

施設内で、不審者を隔離する場所をあらかじめ決めておいてください。

## 組織・連絡体制

### 連絡体制、役割分担

あらかじめ、不審者侵入時における指導者等の役割分担を明らかにしておくとともに、一部の指導者等が不在であっても、全体としての活動に支障をきたさないように配慮願います。また、緊急時の対応の重要事項、役割分担、連絡先等を一覧にして掲示しておくことが大切です。

### 警察との連絡体制

警察に対し、地域子ども教室の実施場所、施設の概要、連絡窓口等をあらかじめ連絡しておいてください。

また、警察等との連絡システムがある場合には、使用方法を確認しておく必要があります。緊急時には、ためらわずに110番通報してください。

### 保護者との連絡体制

緊急時の連絡先リストを作成しておくことが必要です。

### 教育委員会等との連絡体制

緊急時の連絡窓口を確認しておいてください。

## 研修

### 対応方針

当該施設の物的状況（建物の状況など）、人的状況（指導者等の人数や常駐度合い）に応じた、不審者情報がある場合、また不審者が侵入した場合の対応方針を把握してください。

### 具体的な対応方法

各段階（不審者に退去を求める、隔離・通報する、子どもの安全を守る、応急手当等をする、事後の対応をする、など）において取るべき具体的な対応方法を把握してください。警察等の専門家を招いて参加・体験・実践型の訓練を行うことが必要です。

### 子どもへの指導

警察等の専門家を招き、大声を出す、逃げるなどとっさの行動の仕方について理解させ、さらには参加・体験・実践型の訓練を行うことが必要です。可能であれば保護者等の参加を得てください。

## 第3章 災害対策

地震災害、気象災害、火災等の災害から、子どもたちと指導者等の生命を守り、身体の安全確保を図るため、地域・学校の状況に即した災害対策を講じる必要があります。災害発生や、それによる被害を防止するためには、施設・設備の安全点検など日常の適切な防災活動が大きな役割を果たします。もちろん災害を完全に防ぐことは難しいことです。したがって、災害発生時において、被害を最小限に止めるための適切かつ迅速な対応が必要となります。

### (1) 防止対策

予防対策としては、定期的に施設・設備等の点検を行うこと、予想される災害への対応としての組織づくり、連絡体制の整備、研修の推進などが挙げられます。

#### 施設・設備

##### 備品等の安全点検

地震による天井材、照明器具、その他の備品等の落下・破損・倒壊防止のため、それらのものが確実に固定されているか点検してください。また戸棚内の物品等については振動による落下・破損防止のため、保管状況を点検してください。

##### 避難経路の確保

廊下や階段などには、避難行動を妨げる物品を置かないようにしてください。

##### 防災設備の点検

消火器、消火栓、救助袋、ロープ等の設備・備品が適切に保管されているか定期的に点検することが必要です。

##### 応急手当に用いる薬品等の点検

災害発生時の負傷等の応急手当に必要な薬品・備品が準備されているかを定期的に点検することが必要です。

##### 屋外の安全点検

固定遊具や塀・門柱等の破損・倒壊の危険性について随時点検を行ってください。

#### 組織

##### 注意報、警報発令時の対応

気象災害を防止するため、注意報、警報発令時には活動を中止するなど対応方針をあらかじめ明確にしておいてください。

##### 消防署等関係機関・団体との連携

防災訓練や研修の実施のため、日頃から消防署等の関係機関・団体と連携をもち、必要に応じて助言を受けることが望めます。

#### 連絡体制

##### 保護者や関係者等との連絡体制

注意報、警報発令時や災害発生時に、保護者・関係者等へ迅速に連絡できるように、連絡網を確立しておいてください。またできるだけ複数回線を確保することが重要です。

##### 医療機関、消防署等関係機関・団体との連絡体制

医療機関、消防署等関係機関・団体と迅速に連絡をとれる体制を確立しておいてください。

#### 研修

##### 地震災害、気象災害、火災時等における対応に関する研修

地震災害、気象災害、火災の実態とその対応に関する研修を、定期的に行うことが望めます。

##### 活動場所における災害発生時の危険性の確認

屋外など子どもたちが活動する場所で過去発生した災害がないかどうか、新たな災害発生時の危険性がないかどうかをあらかじめ確認し、必要に応じて防災対策を講じてください。

#### 子どもへの指導

##### 子どもたちの活動にともなう防災の指導内容

子どもたちの活動内容に、火災防止や避難行動などの防災の指導内容を盛り込むように配慮願います。

### (2) 発生時の対処

災害発生時の対処としては、子どもたちと指導者等の安全確保を図るため、迅速かつ適切な避難が重要です。また同時に負傷者への応急手当や、保護者・関係諸機関への連絡も遺漏なく迅速に行ってください。

#### 施設・設備

##### 二次災害の防止

地震に伴う火災発生などの二次災害を防ぐため、ガス漏れや漏電等に注意してください。なお地震発生時に調理などで火気を用いている場合にはやけどに十分注意する必要があります。

##### 火災発生時での注意

火災が発生した場合には子どもたちを避難場所へ誘導するとともに、初期消火を行ってください。

## 組織

### 災害発生時の役割分担

指導者等はあらかじめ災害発生時を想定して、役割分担を決定し、マニュアルに記載しておいてください。特に防災責任者を明確にしておいてください。また指導者等の欠席を想定し、代理の者を置くことができるように人数を確保することが必要です。

### 災害発生時の避難場所と避難方法

災害発生時を想定して、活動に応じた避難場所と適切な避難方法を明確にし、あらかじめ関係者に周知しておいてください。

### 災害情報の収集

災害発生時には被害などの状況を的確に把握することが重要です。そのため、被害状況を迅速に確認して、防災責任者へ情報を集約してください。

### 状況の記録

状況が確認できたならば、記録をとってください。その際、時間を明確にしておいてください。

## 連絡体制

### 保護者や関係者への連絡

緊急連絡網を活用して、できるだけ早く保護者や関係者への連絡をとってください。なお保護者等への子どもの引渡し方法をあらかじめ明らかにしておくことが必要です。

### 災害後の帰宅

災害発生後、子どもたちを帰宅させる場合は天候や道路、交通機関の状況を考慮して判断してください。

## 研修

### 避難誘導の方法

災害に応じた避難誘導の方法について周知しておいてください。なお気象災害発生時など場合によっては、避難するよりは子どもを待機させるほうが安全な場合もあるため、子どもを落ち着かせるなど安全な待機の仕方についても理解しておいてください。

### 初期消火の要領

初期消火の要領について、訓練を通して身につけておいてください。

### 負傷に対する応急手当

止血法、心肺蘇生法など基本的な応急手当の方法を体得しておいてください。

## 子どもへの指導

#### 地震発生時の落下物等への注意

地震発生直後には壁や看板等の落下、窓ガラスの破損等によって負傷する危険性があるため、机やかばんなど身近なもので防御したり、危険な箇所に近づかないなど指導を行うことが必要です。

#### 火災発生時の避難方法

建物火災発生時には、あわてない、引き返さない、煙を吸わないなどの安全な避難方法について指導を行うことが必要です。

#### 災害時の帰宅途上の注意

気象災害では、大雨の後しばらくしてから川が増水することがあるので、帰宅には十分注意するように指導してください。地震災害では塀などの倒壊やビルからの落下物について注意を払うように指導を行うことも必要です。



## 第4章 施設周辺等における危機管理

施設周辺、施設までの経路等においては、交通事故、転落や溺死等の一般的事故、恐喝、略取・誘拐、暴行、性犯罪、窃盗等の犯罪等が発生する可能性があります。子どもたちを引率して施設外に出かける場合も同様です。したがって、施設周辺等における危機管理では、交通安全、一般的事故、犯罪被害などの防止及び発生時の対応が必要となります。関係者は、発生場所や発生が想定される場所の施設からの距離、事故・事件の状況等を考慮しながら、適切かつ柔軟に対応することが必要です。

### (1) 防止対策

#### 施設・設備

##### 危険箇所等の特定

関係機関との連携のもと、施設周辺あるいは施設までの経路において、交通事故、転落・溺死等の一般的事故、上記の犯罪等が実際に発生した箇所や発生する可能性のある箇所の状況を明らかにすることが望まれます。

##### 環境の改善等

危険箇所の状況に応じて、車両進入禁止ゾーンの設定、進入防止のための柵等の設置等、危険の除去や環境の改善を行ったり、対策の実施を関係機関に要請するなどしてください。また子どもたちや保護者には、施設までの安全な経路や交通手段を選択するよう要請してください。

#### 組織・連絡体制

防止のための役割分担や連携先を明確にしてください。

##### 施設内

施設周辺の点検、関係機関との連絡、子どもへの指導等の役割分担を明確にしてください。

##### 警察、防犯団体

交通事故防止、犯罪被害防止等のために、危険箇所・発生犯罪等に関する情報提供、危険箇所の環境改善、パトロールの実施等について、必要に応じて連携を図ってください。

##### 学校

学校における活動の場合、事故や犯罪被害の防止のために、学校周辺、学校までの経路等の危険箇所に関する情報提供等について、連携することが望まれます。

##### 関係行政機関

国内や近隣地区において発生している交通事故、一般的事故、犯罪被害、それらのニアミス事例等のうち地域子ども教室と関連すると思われる情報の提供、及び防止対策の立案・実施等について連携を図ってください。

#### 保護者

日常の施設からの子どもの受け渡し、経路や地域における事故や犯罪被害、それらのニアミス事例の情報提供、施設周辺のパトロールへの協力、家庭での安全指導の実施等について、連携を図ってください。

#### 地域社会

事故や犯罪被害等を防止するために、地域における情報交換や対策実施等について、必要に応じて連携を図ってください。

#### 研修

施設の安全担当者、関係行政機関、警察等が中心となって、国内あるいは近隣地区において発生している交通事故・一般的事故や犯罪被害等の状況、近隣地区における事故や犯罪被害の危険、防止対策、施設内での組織や連絡体制、警察・学校・関係行政機関・保護者・地域社会等との効果的な連携方策、子どもへの安全指導、保護者への啓発等について、適宜、研修を行ってください。

#### 子どもへの指導

施設の近隣地区における交通事故・一般的事故や犯罪被害等の発生箇所、種類、発生状況、可能性のある危険、事故や犯罪被害の防止方法（巻き込まれそうになった場合の助けの求め方等を含む）などについて、適宜、具体的に指導してください。

## (2) 発生時の対処

#### 施設・設備

関係機関との連携のもと、事故や事件の発生箇所の危険、及び近隣地区の同様の危険等を明らかにして、適宜、それらを改善したり、改善の要請を行うなどしてください。必要に応じて施設の出入り口を制限したりする等、再発防止や新たな関連犯罪の発生防止を図ることが必要です。

#### 組織・連絡体制

以下のような役割分担や体制を日頃から確立し、事故、事件発生時には速やかに発動できるようにしておいてください。

#### 施設内

警察への通報、消防署への救急要請、事故や事件の経緯や状況の記録や確認、子どもたちの負傷の程度や搬送先等の確認、応急手当の実施、

保護者や関係機関への連絡や説明等を分担して行ってください。

#### 警察、消防署

警察、消防等からは、事故や事件の経緯や状況、子どもたちの負傷の程度や搬送先等の情報を入手したり、事件が未解決の場合には、再発防止等のための緊急対策について指示を受けるなどしてください。

#### 学校

学校における活動の場合、応急手当等の実施、保護者への連絡、事件が未解決の場合の緊急対策等について、連携を図ってください。

#### 教育委員会

事故や事件の経緯、子どもたちの負傷の程度や搬送先等を連絡するとともに、当該指導者等の取るべき諸対策等について助言を受けてください。また、必要な場合の支援の要請等を行ってください。

#### 保護者

負傷した子どもの保護者には、事故や事件の経緯、負傷の程度や搬送先等を連絡してください。必要に応じて、他の保護者に対して、子どもの受け渡しの連絡、支援の要請等行ってください。

#### 地域社会

事故・事件の再発防止ために、地域での実施対策等について、必要に応じて連携を図ってください。

#### 研修

施設の安全担当者、関係行政機関、警察、消防等が中心になり、交通事故、一般的事故、犯罪被害等が発生した場合の応急手当、家庭や関係機関との効果的な連携、子どもたちへの安全指導、被害を受けた場合の心のケアや保護者への啓発等について、適宜、研修を行ってください。

#### 子どもへの指導

施設の近隣地区において交通事故、一般的事故、犯罪被害等が発生した場合について、警察や消防への通報の仕方、保護者や施設への報告、犯罪の場合の子ども 110 番の家や商店などへの助けの求め方等について、適宜、具体的に指導してください。